

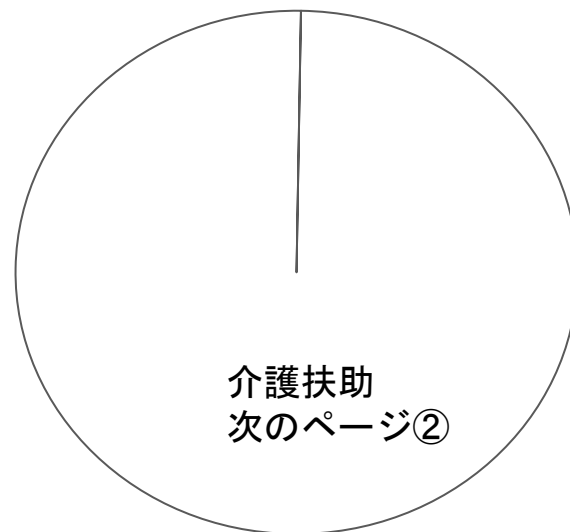
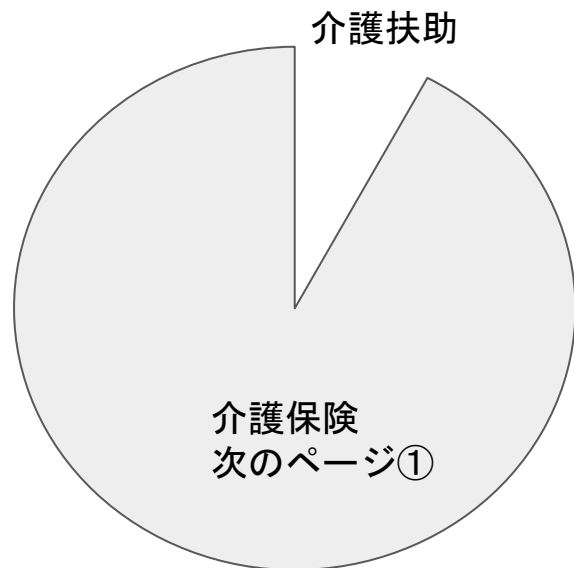
生活保護制度

世帯単位、医療扶助と介護扶助は原則、現物給付、それ以外は金銭給付

生活扶助	日常生活の需要を満たすための給付（飲食物費、被服費、光熱水費、介護保険料）
教育扶助	義務教育の就学に必要な費用
住宅扶助	住宅の確保および補修、維持のために必要なもの
医療扶助	疾病や負傷による入院・通院により治療を要する場合、生活保護の指定医療機関に委託して行う
介護扶助	介護保険法に規定する要介護者・要支援者が対象（自己負担分）
出産扶助	分娩の介助等
生業扶助	就労のために必要なもの
葬祭扶助	火葬・埋葬・納骨に必要なもの

介護扶助の内容

移送（介護サービスの利用時の交通費）以外は介護保険による介護サービスと同じ。生活保護受給者が介護保険の被保険者となる場合は、介護保険のサービスが優先し、介護保険で賄われない部分が生活保護から給付される



<p>介護扶助の 対象者</p>	<p>①介護保険の被保険者で要介護・要支援の状態にある者 ②医療保険未加入の40歳以上65歳未満の要介護・要支援の状態にある者</p>
<p>介護扶助の 範囲</p>	<p>居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防、介護予防・日常生活支援、移送</p>
<p>介護扶助の 方法</p>	<p>現物給付（住宅改修・福祉用具は金銭給付）</p> <p>被保護者が介護保険の被保険者である場合、介護保険による保険給付が優先し、自己負担分が介護扶助の対象 （被保険者以外の者は介護保険が適用されないので、上の②の場合、介護サービスの利用料金の10割が介護扶助として支給される）</p>

※利用者負担額→介護扶助

※介護保険料や施設の日常生活費→生活扶助

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 医療扶助は、原則として、指定医療機関に委託して行われ、一部負担相当額は金銭給付として被保護者に支給される。
- 2 介護施設入所者基本生活費は、生活扶助として給付される。
- 3 生活保護は、原則として、個人を単位として行われる。
- 4 生活保護の補足性の原理により、介護扶助よりも介護保険の保険給付が優先して給付される。
- 5 要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護扶助は、原則として金銭給付であり、これができない場合に現物給付を行うことができる。
- 2 生活保護の申請は、同居している親族も行うことができる。
- 3 住宅扶助には、家賃だけでなく、老朽化に伴う住宅を維持するための補修費用も含まれる。
- 4 生活保護受給者である介護保険の第1号被保険者の介護保険料は、年金から特別徴収される場合以外は、生活扶助の介護保険料加算の対象となる。
- 5 介護施設入所者基本生活費は、介護扶助として給付される。

後期高齢者医療制度

運営主体	都道府県ごとにすべての市町村が加入して設立された後期高齢者医療広域連合
被保険者	広域連合の区域内に住所を有する ・ 75歳以上の者 ・ 65歳以上75歳未満の者で広域連合の障害認定を受けた者 ※生活保護世帯に属する者は適用除外（医療扶助を適用）
被保険者の一部 自己負担	原則1割（現役並み所得者は3割）
保険料率	広域連合ごとに条例で保険料率を決定

問題 60 後期高齢者医療制度について正しいものはどれか。2つ選べ。

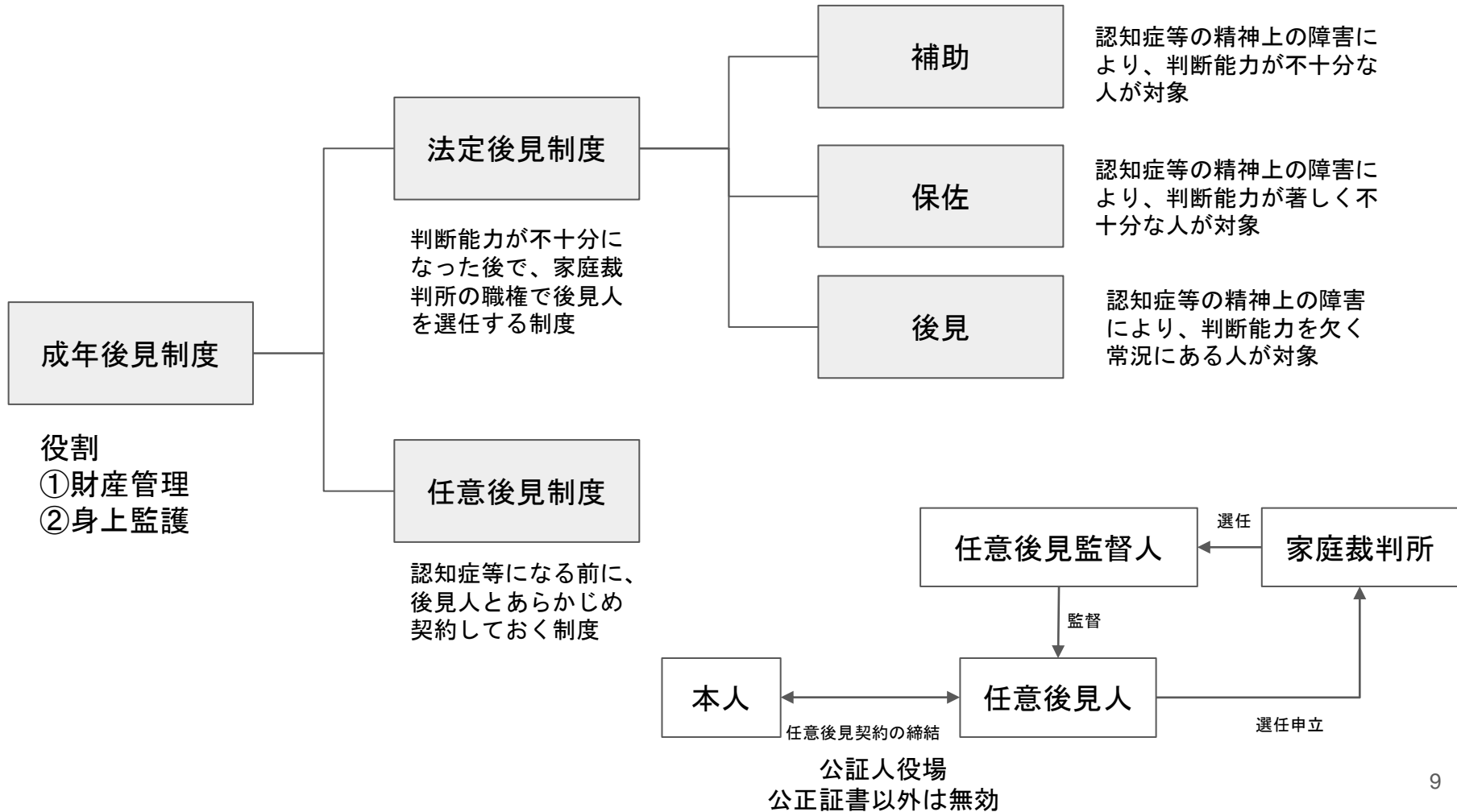
- 1 運営主体は，都道府県である。
- 2 75歳以上の者であって生活保護世帯に属する者も，被保険者となる。
- 3 患者の一部負担の割合は，1割又は3割である。
- 4 診療報酬点数表は，健康保険法に基づくものと同一である。
- 5 他の都道府県の特別養護老人ホームに入所するため住所を変更した者は，そのホームの所在する都道府県に被保険者の届出を行う。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を成年後見人が補っていく制度

申込み先	家庭裁判所（市町村×）
成年後見人の職務	①財産管理、②身上監護（入浴介助等を行うことではない）
分類	法定後見制度、任意後見制度

成年後見制度には、認知症等の理由で判断能力が不十分となったときに、四親等内の親族等の申し立てに基づき、家庭裁判所の職権で後見人を選任する法定後見制度と、認知症等になる前にあらかじめ後見人と契約をしておく任意後見制度の2つがある。身寄りがない場合は、市町村長から家庭裁判所に申し出ることできる。



問題 58 成年後見制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 法定後見制度は，判断能力の程度に応じて，後見，保佐及び補助の3類型に分かれている。
- 2 成年被後見人が行った法律行為は，いかなる場合でも取り消すことができない。
- 3 保佐人には，年金，障害手当金その他の社会保障給付を受領する代理権を与えることができる。
- 4 公正証書以外の方式で契約をしても，任意後見契約として有効である。
- 5 社会福祉協議会等の法人も，成年後見人に選任されることができる。

お疲れ様でございました

注意事項

PCで受講された方で録画している場合

録画の処理に1時間程度かかります。

処理が終わるまではPCの電源は切らずにお願い致します。

それでは、皆様が合格されることを願っております